平成２８年（フ）第１４２号
埼玉県戸田市上戸田４丁目２番27―308号
債務者　小西　洋輔
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
埼玉県和光市白子３丁目12番67―102号　アシスタントビル
債務者　幸田　　翔
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
埼玉県川口市大字安行小山500番地　レジデンスサカタ101号
債務者　志村　富明
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
埼玉県蓮田市馬込４丁目115番地　ラポール・友美Ｃ号
債務者　富田　直邦
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
埼玉県越谷市大字袋山1022番地　コーポせきね１―302
債務者　大里　幸一
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７０号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目８番地５
債務者　森　　哲郎
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９０号
埼玉県坂戸市薬師町２番地10　石田ビル311号室
債務者　森園　　弘
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１１１号
埼玉県坂戸市中富町46番地26　ミハルティハミング203号室
債務者　篠原　辰徳
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１号
相模原市中央区下九沢745番地２　県公社団地13―1326
債務者　山本　嘉幸
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１６９号
札幌市清田区北野２条２丁目８番21号　ウッディヴィレッヂＡ―103号
債務者　千葉　亜美（旧姓太田・林）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８１号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目１番43―110号
債務者　大野　鉄欣
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０９号
札幌市中央区南７条西17丁目１番27―402号
債務者　安井　文香
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２７号
札幌市豊平区中の島２条２丁目３番１―314号
債務者　村松　聡子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４０号
札幌市南区簾舞２条１丁目７番３号
債務者　寺田由加利
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３６５号
札幌市西区宮の沢１条４丁目８番７号　興栄ホーム宮の沢Ｂ―102号
債務者　斉藤　真美（旧姓木島）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７４号
札幌市北区北23条西３丁目２番３―205号
債務者　小笠原　貢
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９４号
岩手県紫波郡紫波町日詰字下丸森47番地１　サンコーポラスしわ中央１号棟305号
債務者　齊藤　憲一（旧姓米谷）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部